



平成 25 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 日 本 曹 達 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 杵 渕 裕
(コード番号 4041 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 ・ 法 務 グ ル ー プ リ ー ダ ー
丸 本 柳 太
(TEL 03-3245-6053)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 21 日開催の当社取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 144 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由（目的）

- ① 経営の意思決定・監督機能の充実と業務執行機能の強化を目的に、平成 25 年 5 月 21 日開催の取締役会において執行役員制度の導入を決議いたしました。この制度の導入に伴い取締役の員数の上限を 15 名から 10 名に変更するものであります（変更案第 20 条）。
- ② 執行役員制度の導入に伴い、役付取締役に関する規定を変更するものであります（変更案第 23 条第 2 項）。
- ③ 社外取締役に適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする規定を新設するものであります（変更案第 29 条）。

なお、本件につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 20 条 当社の取締役は、 <u>15</u> 名以内とする。 (代表取締役および役付取締役) 第 23 条 (記載省略) 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、 <u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u> を定めることができる。	第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 20 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。 (代表取締役および役付取締役) 第 23 条 (現行どおり) 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 29 条～第 40 条 (記載省略)</p>	<p>(社外取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は 5 百万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第 30 条～第 41 条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 27 日 (木曜日)

以 上